# 実務経験従事証明書（特級・一級ボイラー技士免許用）

**１　証明を受けようとする者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 住所 | |
| 氏　　名 | | | |
| 生年月日 | 昭･平･令　　年　　月　　日生 | | 電話　　（　　） |

**２　証明する事項（該当するものに☑）**

【特級ボイラー技士免許関係】※

□　一級ボイラー技士免許を受けた後、５年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験　［ボイラー則第 97 条第１号イ］

□　一級ボイラー技士免許を受けた後、３年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験　［ボイラー則第 97 条第１号イ］（作業主任者の選任義務がない場合を除く）

【一級ボイラー技士免許関係】※

□　二級ボイラー技士免許を受けた後、２年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験　［ボイラー則第 97 条第２号イ］

□　二級ボイラー技士免許を受けた後、１年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験　［ボイラー則第 97 条第２号イ］（作業主任者の選任義務がない場合を除く）

**３　上記２に従事した期間及び取り扱ったボイラー（該当するものに☑し空欄に記入）**

**昭･平･令　　年　　月　　日から 昭･平･令　　年　　月　　日まで**

**経験年数　　年　　か月　※**

□　取り扱ったボイラーが労働基準監督署長から検査証を交付されている場合
検査証番号〔第　　　号〕（交付者：　　　労働基準監督署長）

□　取り扱ったボイラーが労働基準監督署長から検査証を交付されていない場合
**【検査証又はボイラーの種類・伝熱面積がわかる仕様書等の写しを添付すること】**

□電気事業法の適用を受けるもの　□国の施設であるもの
□地方公共団体の施設であるもの　□自衛隊の施設であるもの
□その他（適用法令等　　　　）

**４　事業者による証明**

上記１の者は、上記２から４に係る経験を有することを証明します。

令和　　年　　月　　日

事業場所在地

事業場名称　　　　電話　　（　　）

代表者職名　　　　代表者氏名

※　暖房専門のボイラーの取扱い経験は、１年を６か月に換算してください。

〈令和７年度改定版〉

（裏面）

備考

1　事業場の倒産等により事業場の代表者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業場の代表者の証明に代えることができます。ただしこの場合にあっては、証明者の数は原則２名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「代表者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、氏名」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。

2　本証明書における各記載事項は法令を要約したものです。正確な内容は法令をご参照ください。

「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。

| | |
|---|---|
| **小規模ボイラー**<br>（労働安全衛生法施行令第 20 条第 5 号各号） | 小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。<br>○　胴の内径が 750 ㎜以下で、かつ、その長さが 1,300 ㎜以下の蒸気ボイラー<br>○　伝熱面積が 3 ㎡以下の蒸気ボイラー<br>○　伝熱面積が 14 ㎡以下の温水ボイラー<br>○　伝熱面積が 30 ㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が 400 ㎜以下で、かつ、その内容積が 0.4 $m^3$ 以下のものに限る。） |
| **小型ボイラー**<br>（労働安全衛生法施行令第１条第４号） | 労働安全衛生法施行令第１条第４号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。 |
| **小規模第一種圧力容器**<br>（労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号各号） | 小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。<br>○　加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が $5m^3$ 以下のもの<br>○　反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が $1m^3$ 以下のもの<br>○　蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が $1m^3$ 以下のもの<br>○　高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が $1m^3$ 以下のもの |
| **小型圧力容器**<br>（労働安全衛生法施行令第１条第６号） | 労働安全衛生法施行令第１条第６号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。 |